

別紙

諮問第761号、第762号

答 申

1 審査会の結論

「臨時適性検査該当者発見（検査）通知書（更新時用）」外3件を一部開示とした決定及び「申立書」外2件を開示とした決定は、いずれも妥当である。

2 審査請求の内容

諮問第761号及び第762号に係る審査請求（以下「本件各審査請求」という。）の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「平成〇年〇月〇日〇〇運転免許試験場で取り扱われた件で道路交通法102条の規定による臨時適性検査を実施するにあたる〇〇の危険運転に当たる根拠 平成〇年〇月〇日出頭依頼書に応じ持参提出資料 その後〇〇カルテ、検診結果、申出書等の全開示請求」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、警視総監が平成30年11月2日付けで行った一部開示決定及び開示決定について、それぞれその取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件各決定は、いずれも適正かつ妥当である。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件各審査請求については、いずれも令和元年11月19日に審査会に諮問された。

審査会は、令和3年4月22日に実施機関から本件各審査請求に係るそれぞれの理由説明書を、同年5月25日に審査請求人から本件各審査請求に係る意見書を收受し、同年4月26日（第150回第三部会）から同年6月22日（第152回第三部会）まで、3回の審議を行った。

## (2) 審査会の判断

審査会は、本件各審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### ア 審議の併合について

本件各審査請求については、審査請求人が同一であること及び同一の開示請求に係る各決定に対する審査請求であり、その趣旨が関連するものであることから、審査会は、これらを併合して審議することとした。

### イ 運転免許証更新事務における臨時適性検査該当者発見時の措置について

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）101条1項において、免許証の有効期間の更新を受けようとする者は、当該免許証の有効期間が満了する日の直前のその者の誕生日の一月前から当該免許証の有効期間が満了する日までの間に、その者の住所地を管轄する公安委員会に内閣府令で定める様式（道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号。以下「規則」という。）29条1項において定める別記様式第18）の更新申請書（法101条4項の規定による質問票の交付を受けた者にあつては、当該更新申請書及び必要な事項を記載した当該質問票）を提出しなければならない旨を定めている。

法101条4項では、公安委員会は、同条1項の規定により更新申請書を提出しようとする者に対し、その者が法103条1項1号、1号の2又は3号のいずれかに該当するかどうかの判断に必要な質問をするため、内閣府令で定める様式（規則29条7項において定める別記様式第12の2）の質問票を交付することができる旨を定めている。

法102条4項では、公安委員会は、免許を受けた者が法103条1項1号から3号までのいずれかに該当することとなったと疑う理由があるときは、当該免許を受けた者につき、臨時に適性検査を行うことができる旨を定めている。

法103条1項1号では、「次に掲げる病気にかかっている者であることが判明したとき。」として、同号イにおいて、「幻覚の症状を伴う精神病であつて政令で定めるもの」と定めている。

次に、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）38条の2において、「法第103条第1項第1号イの政令で定める精神病は、第33条の2の3第1項に規定するものとする。」と定め、同施行令33条の2の3第1項において、「政令で定める精神病は、統合失調症（自動車等の安全な運転に必要な認知、予測、判断又は操作のいずれかに係る能力を欠くこととなるおそれがある症状を呈しないものを除く。）とする。」と定めている。

そこで、実施機関は、運転免許事務処理要綱の制定について（平成29年6月1日付通達甲（交. 免本. 管1）第5号）第46の1において、運転免許試験場長は、法101条1項の規定による運転免許証の更新を受けようとする者から更新の申請があった場合には、運転免許証更新・講習受講申請書を提出させ、受理するものとする旨、定めている。

また、臨時適性検査事務処理要綱（平成6年4月28日付通達甲（交. 免本. 安）第11号。以下「要綱」という。）第4の1において、運転免許試験場長は、免許の更新の申請を行おうとしている者が、法101条1項の規定により提出された質問票により、臨時適性検査の対象となる者であるとの疑いが認められるときは、運転適性相談を行い、別記様式第1の「運転適性相談簿」を作成するものとする旨、定めている。

さらに、要綱第4の4では、運転免許試験場長は、免許保有者に係る運転適性相談の結果、一定の病気等の疑いがあると認められた場合には、当該運転免許を現に受けている者に診断書の提出を求めるものとし、当該診断書の提出を受けたときは、速やかに別記様式第1の2の2の「臨時適性検査該当者発見（検査）通知書（更新時用）」を作成し、運転免許証更新・講習受講申請書、質問票の写し及び診断書を添付して、運転免許本部長（運転者教育課経由）に送付するものとし、診断書の提出を求めているから3か月を経過しても診断書の提出がないときは、別記様式第1の2の2の裏面の「免許更新時における一定の病気等を有する者等観察票」の取扱い状況並びに具体的な言動及び申告状況欄に提出しない状況を記載の上、運転免許証更新・講習受講申請書及び質問票の写しを添付して運転免許本部長（運転者教育課経由）に送付するものとする旨、定めている。

また、要綱第6の1では、運転免許本部長は、臨時適性検査該当者発見（検査）通知書により送付された者又は臨時適性検査の対象となる疑いが認められる者の

うち、心身障害者等に該当する疑いのある者については、運転免許本部運転者教育課に出頭を求め、事情聴取の後、一定の病気等を有する者観察票又は身体障害等観察票に基づき、所要の観察を行うものとする旨、定めている。

ウ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求のうち、「平成〇年〇月〇日〇〇運転免許試験場で取り扱われた件で道路交通法102条の規定による臨時適性検査を実施するにあたる〇〇の危険運転に当たる根拠」及び「平成〇年〇月〇日出頭依頼書に応じ持参提出資料」については、「臨時適性検査該当者発見（検査）通知書（更新時用）（平成〇年〇月〇日、通知（〇〇）第〇号）」（以下「本件対象保有個人情報1」という。）、「運転適性相談簿（扱日平成〇年〇月〇日、番号〇号、警視庁〇〇運転免許試験場）」（以下「本件対象保有個人情報2」という。）、「運転適性相談等の終了について（作成年月日平成〇年〇月〇日、相談簿番号〇号）」（以下「本件対象保有個人情報3」という。）及び「事情聴取書（作成年月日平成〇年〇月〇日、被聴取者〇〇、警視庁運転免許本部、被聴取者が提出した資料の写しを含む）」（以下「本件対象保有個人情報4」という。）をそれぞれ対象保有個人情報として特定した。

また、本件開示請求のうち「その後〇〇カルテ、検診結果、申出書等の全開示請求」については、「申立書（警視庁運転免許本部收受、受理年月日平成〇年〇月〇日）」（以下「本件対象保有個人情報5」という。）、「警視庁〇〇運転免許試験課宛文書（警視庁運転免許本部收受、受理年月日平成〇年〇月〇日）」（以下「本件対象保有個人情報6」という。）及び「申出書（警視庁運転免許本部收受、受理年月日平成〇年〇月〇日）」（以下「本件対象保有個人情報7」という。）を対象保有個人情報として特定した。

実施機関は、本件対象保有個人情報1から4までのうち、管理職でない警察職員の氏名及び印影（以下「本件非開示情報1」という。）については、条例16条2号及び4号に該当し、本件対象保有個人情報1のうち、「警電」欄に記載された警察電話の内線番号（以下「本件非開示情報2」という。）については、同条6号に該当するとして、それぞれを非開示とする一部開示決定を行った。

また、本件対象保有個人情報5から7までについては、開示決定を行った。

エ 本件対象保有個人情報の特定の妥当性について

実施機関は、法に定める臨時適性検査の事務について、要綱に基づき、臨時適性検査に係る事務で作成した文書及び臨時適性検査の対象者から提出を受けた資料を、運転免許本部において当該対象者ごとに保管していることから、審査請求人の氏名、住所等から検索した結果、対象保有個人情報として本件対象保有個人情報1から7までを特定したものであり、その他には保有していない旨説明する。

そこで、審査会が要綱を確認したところ、実施機関の説明するとおり、実施機関が、臨時適性検査の対象者を発見した際には、要綱で定められた各様式を作成すること及び当該対象者から資料を受領し運転免許本部へ送付することが、それぞれ定められていた。

また、審査会が本件対象保有個人情報1から7までを見分したところ、これらは臨時適性検査に係る事務で作成するよう要綱で定められている様式及び同事務の過程において当該対象者から提出を受けたものであることが確認できた。さらに、記載されている作成年月日及び受理年月日並びに記載されている氏名等の情報が、本件開示請求の内容と一致しており、当該情報が審査請求人の保有個人情報であることが認められた。

これらを踏まえると、本件開示請求について、対象保有個人情報として本件対象保有個人情報1から7までを特定し、その他に存在しないとする実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる特段の事情も見当たらないことから、本件対象保有個人情報の特定の係る実施機関の判断は、妥当である。

オ 本件非開示情報1の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報1が開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であるため、条例16条2号本文に規定する非開示情報に該当すると説明する。

さらに、本件非開示情報1はいずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であり、実施機関では、管理職である警察職員については慣行として公にしているが、その他の管理職でない警察職員については慣行として公にしていなかったため、本件非開示情報1は条例16条2号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号た

だし書口及びハにも該当しないと説明する。

審査会が見分したところ、本件非開示情報1は、警察職員の氏名及び印影であり、これらの情報は開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例16条2号本文に該当し、いずれも管理職でない警察職員の氏名及び印影であることから同号ただし書イには該当せず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないことが認められた。

したがって、条例16条4号の該当性を判断するまでもなく、本件非開示情報1が同条2号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

#### カ 本件非開示情報2の非開示妥当性について

実施機関は、本件非開示情報2が一般に公開していない警察電話の内線番号であって、職員同士の連絡に用いるために記載しているものであるため、当該電話番号を開示した場合、警察に対して反発や反感を抱いている者が当該電話番号宛てに頻繁に電話をかけるなど、当該電話を使用不可能にさせることができ、その結果、通常の事務に必要な指示・連絡や突発重要犯罪や緊急事態への対応等の警察の連絡に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例16条6号に該当すると説明する。

審査会が見分したところ、本件対象保有個人情報1は、審査請求人について、臨時適性検査に関し、警視庁交通部運転免許本部長宛てに通知するために、〇〇運転免許試験場において作成された文書であり、本件非開示情報2については、警察電話の内線番号であることが確認できた。

さらに、審査会が、実施機関のホームページにおいて掲載されている各種電話番号について検索したところ、運転免許の手続きに関する問合せ窓口等として、警視庁交通部運転免許本部、各運転免許試験場の代表電話及び運転免許に関する相談専用ダイヤルの電話番号が掲載されていることが確認できたものの、本件非開示情報2に係る内線番号については見当たらなかった。

これらを踏まえると、本件非開示情報2についての実施機関の説明は、首肯できるものであり、本件非開示情報2が条例16条6号に該当するとして非開示とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、本件各審査請求における審査請求書、反論書及び意見書において種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

久保内 卓亜、木村 光江、徳本 広孝、竇金 敏明